

## 模倣品・海賊版対策の実施状況及び今後の取組について

〔平成19年12月3日  
模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定〕

模倣品・海賊版の氾濫は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得べき利益を奪い、新たな知財の創造意欲を減退させ、消費者の企業ブランドに対する信頼を低下させる。また、模倣品・海賊版の売上が犯罪組織や国際テログループの資金源になっているとも指摘されている。更には、主に途上国における偽造医薬品の蔓延、詐欺的手法を伴う偽ブランド品の流通による被害、安全基準をみたさない模倣部品による製品安全上のリスク等も指摘されているが、これは健康や安全への被害など消費者自身の利益を損なうものであり、国民の安心・安全という観点からも重大な脅威となる。

政府としては、これまで、模倣品・海賊版対策を知的財産戦略における最重要事項の一つとしてとり上げ、関係省庁が一体となって、また官民をあげて施策を強力に推進してきたが、これまでの取組によって状況が改善している旨の指摘がなされている。実際、税関における輸入差止件数について、昨年は約19,600件となり平成14年と比較して3倍近く増加している。また、警察による検挙事件数も昨年は493件となり、平成14年と比較してほぼ倍増している。さらに、模倣被害率の低下を示す調査分析結果（平成14年の28.8%に対して平成17年は22.0%となっており、この間の被害率は毎年低下。特許庁「模倣被害調査報告書」による。）もある。

しかしながら、昨年の税関における1件当たりの平均輸入差止点数が約65%減少し（対平成14年実績比）模倣品輸入の小口化が進展していること等、模倣行為・海賊行為はますます巧妙化・複雑化している。またアジア地域を中心とする諸外国における模倣品・海賊版による被害は衰えを見せず、先述の調査報告書において、むしろ国外での模倣被害が増加していると回答した企業数は年々増加している。

今回、「知的財産推進計画2007」に沿った具体的取組状況についてレビューするとともに、上記の問題意識を踏まえ、今後取り組むべき事項についてとりまとめた（なお、ここに掲げられた事項以外にも推進すべき事項は存在する。）。政府としては、改めて模倣品・海賊版問題に対する断固とした姿勢を示し、関係省庁が一体となって対策を強力に推進する。

## 。「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現に向けた連携

平成17年のG8（主要国首脳会議）グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理（当時）が模倣品・海賊版防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱し、その早期実現をこれまで知的財産推進計画の重点事項として採り上げ、関係国への働き掛けに精力的に取り組んできた。

また、昨年9月には、本条約の早期の実現に向けて関係省庁が一体となった取組を加速するため、本連絡会議において「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想の実現に向けた基本方針を策定した。

最近では、本条約の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始することとなり、年内に米国、EC、スイス、カナダ、ニュージーランド、メキシコ、韓国など、関係国による協議を開催する旨、本年10月23日、日米欧より発表したところである。

今後とも、我が国は本条約の提唱国として、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係各国との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、関係省庁が一体となって、本条約の早期実現に向けた取組を加速する。

## 。個別施策の実施状況及び今後の取組について

### 1. 外国市場対策

ここ数年来、G8、WTO（世界貿易機関）、WIPO（世界知的所有権機関）やAPEC（アジア太平洋経済協力）などの多国間会合、日米首脳会談や日・EU定期首脳協議などといったハイレベルの二国間会合において継続的に知的財産保護、模倣品・海賊版対策の重要性が強調される等、世界的な関心の高まりを見せており、また、関係各国による協力のための枠組み構築が図られている。

侵害発生国・地域に対する具体的要請という点において、官民合同訪中ミッション（知的財産保護官民合同訪中代表団）の派遣や二国間協議等において働き掛けを行った結果、当該国・地域との関係強化が図られるとともに、制度改正の動きがある等、着実に状況の改善が見られている。また、税関相互支援協定の締結などを通じた当局間の連携も図られてきており、更に全在外公館において知財担当官が指名される等、外交当局の相談・支援機能も着実に強化が図られている。

本連絡会議においても、これまでに「知的財産権の海外における侵害状況調査制度について」（平成16年12月）及び「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」（平成17年6月）を決定し、政府一体となった取組を推進するための体制整備を図ってきたところである。

しかしながら、アジア地域を中心に海外における模倣品・海賊版の氾濫に

よる被害は未だ深刻であり、侵害発生国・地域に対する制度改善、取締り強化の働き掛けや能力構築の支援など、政府による強力な支援の必要性は減じることなく、引き続き取組が必要である。また、侵害発生国・地域からの模倣品・海賊版の世界的な拡散も大きな問題となっており、引き続き着実かつ世界的な取組が必要である。

### (1) 在外公館の機能強化

本年11月にタイ(バンコク)においてASEAN(東南アジア諸国連合)所在及びインドの在外公館の知財担当官会議を開催した。今後とも継続的に知財担当官会議を模倣品・海賊版の流通が多い様々な地域で開催し、JETRO(日本貿易振興機構)や民間企業関係者等との意見交換等を通じ、各地域の知財担当官の知財侵害問題に対する専門性を高めつつ、在外公館と関係機関との協力体制を強化する。また、同会議の結果も参考にし、知的財産権侵害対策マニュアルの改訂を行う。

【外務省】

### (2) 侵害発生国・地域への対策強化

侵害発生国・地域における取締機関職員を対象としてCJマーク(コンテンツ海外流通マーク)を活用したトレーニング・セミナーを中国及びバングラディッシュにおいて実施したところであり、本年12月及び来年1月には侵害発生国において同様のセミナーを開催し、侵害発生国における海賊版取締りの実効性を高めていく。また、本年11月には日韓著作権協議を行っており、日中著作権協議については継続的な実施を図る。

【文部科学省】

「韓国における著作権侵害対策ハンドブック」を活用したセミナーを本年9月に東京、11月に大阪・福岡及び韓国(ソウル)において実施した。本年度中に「ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック」を作成する。

【文部科学省】

平成19年度農林水産物貿易円滑化推進事業において、中国と台湾における我が国農林水産物・食品を偽装した商品の実態や、我が国農林水産物・食品の主要な商標権等の取得状況について情報収集し、我が国の権利者が執り得る対抗措置等について明らかにする。また、平成19年度事業の結果については来年3月に報告書として取りまとめた上、輸出に取り組む農業者等に提供する。

【農林水産省】

### (3) 侵害発生国・地域の当局との連携強化

本年7月には中国公安部知的財産権刑事保護フォーラムにおいて情報交換等を実施し、また10月には日韓ICPO(国際刑事警察機構)実務担当者会議を実施したところである。今後、中国及び韓国の捜査当局との情報交換を更に強化するほか、他の侵害発生国・地域の捜査当局との間においても、ICPO等を通じ、継続的に情報交換を実施する。

【警察庁】

本年10月、日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会を開催し、情報交換の促進、啓発活動の強化、権利者との協力等を含むアクションプランをとりまとめ、3か国の税関当局が協力して具体的な取組を実施することとなったが、来年1月から同アクションプランに基づき情報交換を行っていく。また、次回の作業部会においては同アクションプランについて検証を行うとともに、更に実効性のある方策について議論を進める。

【財務省】

### (4) 諸国との連携強化

本年10月に開催された「日中経済パートナーシップ協議」などにおいて、中国におけるエンフォースメントの改善の申し入れを行ったところであるが、今後「日中ハイレベル経済対話」(閣僚級)など様々な場を活用し、中国に対する働き掛けを行う。本年12月に開催された第1回「日中ハイレベル経済対話」(閣僚級)においては、官民合同訪中ミッションに基づく協力深化、各種協力プロジェクト等について協議を行った。今後、こうした政府間協議の場を活用して、知的財産権の保護等を働きかけるとともに、中国との対話等を強化する。

【外務省、経済産業省、関係府省】

本年6月、日EC税関相互支援協定の仮署名に至ったところであるが、今後、同協定の早期署名に向けた取組を推進するとともに、ECとの連携を強化する。

【財務省】

### (5) 多国間の取組のリード

来年開催予定のG8北海道洞爺湖サミットに向けて議長国としての成果を出すべく、数次のG8知財専門家会合を開催するとともに、G8諸国間の議論をリードする等、多国間における協力や取組を積極的に推進する。

【外務省、関係府省】

本年11月に我が国で開催したASEM(アジア欧州会合)関税局長・長官会合において、知的財産保護に関し、日中韓の知的財産の作業部会などの地域的な取組を歓迎、来年のG8議長国である日本の知的財産保護への取組を期待することなどについて取りまとめた。今後、知的財産に関する議論に積極的に参加し、ASEMメンバー間の税関における効果的な取締りに取り組む。

【財務省】

## (6) その他

知的財産に関する規定を含むフィリピン、インドネシアとのEPA(経済連携協定)の早期発効を目指すとともに、現在、ベトナム、インド、豪州、スイスとそれぞれ知的財産に関する規定を盛り込むべくEPAの締結交渉を実施しているところ、引き続き各国の知的財産保護制度の整備・充実化、エンフォースメントの確保・強化を積極的に働きかけていく。

【外務省、関係府省】

途上国の政府職員等に対する著作権制度に関する能力構築支援等について、我が国への招聘及び専門家派遣を通じて実施してきている。来年1月にはネパールにおいてセミナーを実施するなど、今後とも引き続き同様の取組を推進する。

【文部科学省】

## 2. 水際取締りの強化

模倣品・海賊版はその製造国・地域にとどまることはなく、グローバルに拡散していく。我が国への流入を阻止し、また我が国から世界への拡散を防止するためには、水際における対策が極めて重要となる。これまで税関による取締りの強化が図られ、差止件数も着実に増加しているが、最近では模倣品の輸入がますます小口化・巧妙化しており、より厳正かつ強力な取締りをこれまで以上に推進する必要がある。

また、特許権侵害品等、製品の外観のみから侵害を判断することが困難な事案も多く、専門的・技術的観点からの高度な判断を求められるケースがある。これまで、サンプル分解制度、専門委員制度等の導入がなされたが、税関における体制を更に強化し、要請に適切に応えていく必要がある。

### (1) 税関における取締りの強化

平成18年中の輸入差止件数は約2万件となり、統計が現存する昭和57年以降で過去最高を記録し、また平成19年上半期における輸入差止件数は前年同期比で28.4%の増加となっている。今後とも、税関による発

見された侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することを明確化した改正通達に基づき、適正な取締りを徹底する。

【財務省】

平成18年度より導入された税関における専門委員制度について、本年7月、透明性向上のため、同制度の運用指針を策定した。専門委員制度の着実な運用及び制度の定着を進めるとともに、増加する専門委員意見照会に対応するため、本年度中に専門委員候補を倍増させる。

【財務省】

## (2) 水際取締りに関する制度整備

一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合についても税関が取締りを実施することが可能となる制度整備及び差止申立てに係る手続の簡素化のための検討を行っているが、同検討結果を踏まえ、必要に応じ、法改正案を次期通常国会に提出する。

【財務省】

## 3. 国内取締りの強化

警察による強力な取締りの推進により、知的財産権侵害事犯の検挙事件数は着実に増加している。また、インターネットオークション上の模倣品・海賊版対策についても、ガイドラインの作成など違法出品情報の削除及び出品者情報開示に関するプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）にかかる運用改善のための取組のほか、「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」の設立などインターネットオークション事業者及び権利者が協調した取組も推進されており、インターネットオークション上における模倣品・海賊版流通を巡る状況は最悪期を脱しているとの報告もなされている。

しかしながら、いまだ模倣品・海賊版の街頭による販売のほか、インターネットオークションサイトを利用した取引が後を断たないのが現状であり、国内という「足元」においても引き続き取組を強力に推進する必要がある。

### (1) 警察等による取締りの強化

平成19年上半期において252事件、419人を検挙し、検挙人員は上半期ベースで最多を記録するとともに、買受け捜査の推進、業界団体との情報交換等を行ってきた。今後も都道府県警察に対して、模倣品・海賊版の密輸・密売組織の実態解明と取締り、街頭における模倣品・海賊版販売事犯の取締り、インターネット上での模倣品・海賊版販売事犯及び公衆

送信権侵害事犯の取締り、犯罪収益のはく奪の推進及び模倣品・海賊版の入手ルート等、仕出し国に関する調査の徹底を指示する。

【警察庁】

検察において、今後も引き続き、模倣品・海賊版に関する事犯について、警察等関係機関と連携しつつ、厳正に対処する。

【法務省】

## （２）インターネットオークション対策

インターネットオークション上の違法出品情報の削除及び出品者情報の開示に関する手続や判断基準等について規定された各種関係ガイドラインの周知を図るため、本年１１月には全国主要４都市において説明会を開催した。引き続き、関係ガイドラインの周知を行うとともに、事業者団体等による関係ガイドラインの検証や周知活動を支援することにより、違法出品への対応に関する適切な運用を促進する。

【総務省】

## （３）育成者権侵害対策

種苗管理センターにおける品種保護対策役（品種保護Ｇメン）について、人員を１０名から１４名に増員するとともに全国的な配置を実施し、育成者権の侵害が疑われる種苗の栽培、保管、販売等の状況を調査・記録する等、育成者権侵害の立証を支援する活動を強化した。また、育成者権侵害の判定等を支援するためのＤＮＡ品種識別技術について、その開発を促進するため、技術開発を支援する事業を実施している。今後とも引き続き、育成者権侵害の立証を支援する体制の強化を図る。

【農林水産省】

## （４）劇場内で無断撮影された映像の違法流通対策

映画の上映中に劇場内において無許可で撮影された映像が違法に流通する等の問題に対応するため、本年の通常国会で成立し８月３０日に施行された「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による映画の盗撮防止の自助努力、違反行為の取締りなど、官民挙げて対策を強化する。

【警察庁、文部科学省、経済産業省、関係府省】

## 4. 官民の連携強化

模倣品・海賊版対策の関係省庁は多岐に渡るところ、施策を効果的に実施

するためには、密に連絡・調整を行い、政府一体となって取組を推進することが重要である。また、国民の利便性という観点からも、例えば相談への対応について、十分な連携を確保する必要がある。更に、施策ニーズや被害実態を把握した上で適切に施策を講ずるという意味においても、政府内のみならず、関連団体など民間部門との連携確保が極めて重要である。

政府における連携という点においては、本連絡会議の活用や日常的な情報交換のほか、「模倣品・海賊版対策の相談対応体制について」(平成16年7月)を決定し、政府の一元的相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置したところであり、体制の整備が図られてきている。また、民間部門との連携という点においては、5回にわたり官民合同訪中ミッションを派遣する等の取組がなされている。

今後とも引き続き、官民一体となった効果的な対策を講ずるため、連携体制を更に強化していく必要がある。

## (1) 政府における連携強化

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」においては、これまで720件の相談を受理(本年9月末現在)し、関係省庁と連携しつつ、原則10日以内に回答を行ってきており、今後とも迅速に対応し、関係府省との十分な連携を促進する。

【経済産業省、関係府省】

本年10月、農林水産省及び経済産業省において「知的財産連携推進連絡会議」を設置し、また同会議の下に「諸外国における知的財産保護強化に関するワーキンググループ」を設置した。今後、同ワーキンググループにおいて、東アジアを始めとする諸外国における模倣品や育成者権侵害の対策に係る情報共有・連携を図る。

【農林水産省、経済産業省】

## (2) 官民の連携強化

本年11月、中国に育成者権保護に係る官民合同ミッションを派遣して、育成者権の保護強化・適切な侵害対策等を講じるよう働きかけたところであるが、今後とも必要に応じて実施する。

【農林水産省】

本年9月、官民合同訪中ミッションを派遣し、知財関係政府機関との間で、知財保護強化に資する協力事業のあり方と制度面・運用面での改善について協議を行った。今回のミッションで、日中双方の認識が一致した中国の地方における法執行の強化等の課題の解決に向け、官民が連携を強化して対応する。また、来年2月にはインドに官民合同ミッションを派遣し、



インド政府と知的財産権に係る問題について協議する。更に、今後その他の侵害発生国・地域においても、官民で協力し、情報提供や当該国・地域の政府機関との対話等を促進する。

【経済産業省、関係府省】

本年11月、「模倣品・海賊版対策に係る経済産業大臣と産業界との懇談会」を実施した。同懇談会において、産業界から要望のあった官民合同ミッションを始めとした官民の連携の強化と情報共有の促進、消費者に対する啓発活動の強化等について、関係府省との連携を図りつつ、積極的に推進する。

【経済産業省】

## 5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解促進

昨年8月に公表された知的財産に関する国民の意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果から、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答は50%近くもあったこと、政府による消費者啓発活動の認知度は約50%に留まっていること等が明らかになった。

模倣品・海賊版の購入を容認する消費者の意識は、その氾濫の大きな要因になっていると考えられるところ、これまで、キャンペーンの展開、セミナー等への講師派遣、ポスター掲示による注意喚起などの取組を実施してきた。また、昨年9月には本連絡会議において「模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化について」を決定し、政府一体となった取組を推進するための体制整備を図った。今後も着実に啓発活動を展開し、意識向上を図っていく必要がある。

また、「知財立国」を目指し、政府を挙げて取り組むこととしているなか、国民の関心が高い模倣品・海賊版対策については、関連する施策・制度に関し、積極的な情報発信を行っていく必要がある。

### (1) データ・情報等の積極的公表

警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて！！」等において、知的財産権侵害事犯の検挙事件数、検挙人員、特徴、主要検挙事例など取締り等に関するデータ・情報を公開している。今後も模倣品・海賊版等の取締りの実態と検挙事例を紹介するとともに、最近の特徴を詳しく説明する（3月、9月にデータ更新）。

【警察庁】

税関における知的財産侵害物品について差止実績を四半期毎ウェブサイトにおいて公表しているが、データの公表までの期間について処理の迅速化に努め、約1ヶ月短縮した。今後、平成19年の差止実績の公表に向

けて、金額をベースとする指標を導入すべく検討を行うとともに、引き続きデータ等を積極的に公表する。

【財務省】

## (2) 「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施

本年12月17日(月)から30日(日)をキャンペーン期間とし、テレビCM、ポスター、新聞広告、特設ウェブサイト等を活用した「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施する。

【経済産業省】

## (3) 啓発活動の展開

不正商品対策協議会と共同作成した広報啓発ポスター「DON'T BUY COPY GOODS!」を本年9月から1年間、警察署、交番等のほか、運転免許センター、駅掲示板等の人が多く集まる場所(全国約16,000か所)に掲示する。また、大学や各種団体が実施するセミナー等に対し担当者を派遣し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に広く訴える。

【警察庁】

来年3月を目途に海外旅行者向けの啓発ポスターを作成し、空港等を中心に掲示を行う。また、あわせて日中韓で合同キャンペーンを行い、直接、旅行者に対して、知的財産侵害物品を持ち込まないよう訴える。

【財務省】

## (4) 政府一体となった啓発活動の推進

キャンペーンほか国民への啓発活動に関する取組を関係省庁が一体となって強力に推進していくため、各省庁は相互に、ポスターの掲示場所の提供、キャンペーンへの参加等、積極的に協力し連携を図る。

【関係府省】

(以上)